

平成二十七年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号

水銀等の貯藏に関する省令
水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二十二条第一項の規定に基づき、水銀等の貯藏に関する省令を次のように定める。

(用語)

第一 条 この省令において使用する用語は、
水銀による環境の汚染の防止に関する法律(以下

〔法〕といふ。(この用語は、現在の日本では、主として、法律の意味で使われる。)において使用する用語の例によ

（政治小説）「人民の敵」（著者不詳）

第二条 法第一千一百一十一条第一項の主務省令で定める
(報告を要する水銀等貯蔵者の要件)

要件は、次の各号に掲げる水銀等ごとに、その

年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十日までの間をいふ。以下同様）

三十一田までの間をいう（以下同じ）において事業所ごとに特藏した水銀等の最大量が当該

各号に定める数量以上であることとする。

一 水銀及びその混合物（水銀と水銀以外の金

属との合金であるものを含み、水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限

る。）三十キログラム

二 塩化第一水銀及びその混合物（塩化第一水銀）

銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上
のものに限る。三十キロザグラム

三 酸化第二水銀及びその混合物（酸化第二水

銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上

のものに限る。) 三十キログラム

四 硫酸第二水鉄及びその混合物の硫酸第二水
銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上

のものに限る。) 三十キログラム

五 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物並び
之それらの混合物（硝酸第二水銀及び硝酸第

はそれらの混合物（硝酸第二水銀及び硝酸第一
二水銀水和物の含有量の合計が全重量の九十

五パーセント以上のものに限る。) 三十キロ

六 グラム
流七く限及ぶ二の混合物(レモン)少々余り、流

六
硫化水銀及びその混合物（辰砂を除き）硫化水銀の含有量が全重量の九十五パーセント

以上のものに限る。) 三十キログラム
七 辰砂 含有する硫化水銀の量が三十キログラム

(貯蔵に関する報告)

第三条 法第二十二条第一項の規定による報告は、事業所ごとに、毎年度、当該年度の翌年度の六月末日までに、別記様式による報告書を提

この省令は、公布の日から施行する。たゞ
し、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改
める部分は、不正競争防止法等の一部を改正す
る法律の施行の日（令和元年七月一日）から施
行する。

附 則（令和二年六月一二日総務省・財
務省・文部科学省・厚生労働省・農林水產
省・経済産業省・国土交通省・環境省・防
衛省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日総務省・
財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水
產省・経済産業省・国土交通省・環境省・防
衛省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に
よる改正前の様式（次項において「旧様式」と
いう。）により使用されている書類は、この省
令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

株式
（第三
三条関係）

¹ 動物の名前及び属性、事件所の名前及び属性の順に並んで、動物を名前に並んで「変形が始めた動物」の変形の原因となる「事件所」の名前を記す。たとえば、事件所「花園」で、花園で「花」を「蝶」に変形する場合、「蝶」は「花」の変形を「花園」で受けたものである。

する場合（平成22年度）財務省、財務省、文部科学省、環境省、労働省、農林水産省、国土交通省、農業省、廃棄物省等）第2の規制に相当する水素等の種類を列記し、その種別面に付する年間の前年度の年度に適用している旨を記載すること。

4) 前項に付する水素等の状況の欄について、記載を有する年度の前年の状況を水素等の種類ごとに別枠に記載すること。

5) 別途に基礎化された等式等については、水素等の特性による確実の汚染を防止するためによる規制に関する登録料（平成22年度）財務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、廃棄物省等の④）に基づき実施した結果の他の規制の登録料による登録料が算出された場合に適用して登録料として記載すること。

6) 用語の定義は、日本規格規範A4とすること。

816

	事業の名称 当該事業を承認する大臣
22	事業の名称 当該事業を承認する大臣

別紙2 水銀等の種類（ ）

備考
1 別紙2については水銀等の種類ごとに作成すること。

- 2 税額が不正確な場合は、補正して追記すること。
 - 3 割引の目的欄については、引渡しを受けた人における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途を記載すること。
 - 4 必要箇所となった際のについては、税務署の処理及び照合に関する法律（昭和45年法律第37号）第2条第1項に規定する「原稿」とみなす記載すること。
 - 5 詐圖の目的欄については、可能な限り、目的別の詐圖額を記載すること。
 - 6 年度別に算計した金額（以下）が、他の被算入なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：○→①、○→②、○→③、○→④

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。